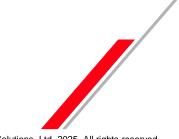
OpenChain Japan Community Day vol.33



自動車業界におけるSBOM

- 経産省SBOM実証事業より -

2025/03/03 株式会社日立ソリューションズ I Tプラットフォーム事業部 デジタルアクセラレーション本部 サービスソリューション部 渡邊歩





1. 経産省による「SBOM導入に関する手引」

1-1 経産省のSBOMガイドライン①



産業界でのSBOM普及促進のため、経済産業省がガイドラインを公開

ソフトウェア管理に向けた SBOM (Software Bill of Materials) の導入に関する 手引 Ver. 1.0

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

令和5年7月28日

【手引作成の経緯(経産省における取組み)】

- 2019年に「サイバー・フィジカル・セキュリティ確保に向けたソフトウェア管理手法等検討タスクフォース」発足
 - ⇒ SBOMも含めたソフトウェア管理手法などに関して幅広く議論
- 2021年より、SBOM導入に向けた実証事業を推進
 - ⇒ SBOM導入にかかるコストや効果の評価を複数の産業分野で実施

【手引作成の目的】

- SBOMの概要やSBOM導入のメリットなど、SBOMに関する基本的な情報を提供
- SBOM作成に向けた環境構築・体制整備、作成・共有、運用・管理に至る一連のプロセスを提示
 - ⇒ ソフトウェア管理に向けたSBOMの作成・共有・運用・管理に関する 様々な課題の解決
- 各フェーズにおける主な実施事項やSBOM導入に当たって認識しておくべきポイントを提示
 - ⇒ 企業における効率的・効果的なSBOM導入を支援

1-2 経産省のSBOMガイドライン②



政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和5年度版)の一部改定 (令和6年7月)にて経産省SBOMガイドラインをリファレンス

基本対策事項 4.3.1(1)-4「SBOM (Software Bill of Materials: ソフトウェア部品表)」
 について

SBOM とは、ソフトウェアコンポーネントに関する情報を含んだ機械処理可能な一覧リストのことで、オープンソースソフトウェアに関する情報だけではなく、プロプライエタリソフトウェア(ソフトウェア配布者がその知的財産を保持しており、改変や複製が制限されているソフトウェア)に関する情報も含めることができる。ソフトウェアに関する選定基準の一つとして、SBOM の情報を機関等が確認できることに関する基準を加えることで、ソフトウェアの透明性の確認を行うことができる。さらに、脆弱性に関する対策の効率化の観点から SBOM を活用することも考えられる。SBOM の項目は多様であり、SBOM の対応範囲に応じてコストと効果が大きく異なるため、分野やシステム利用環境のリスクの違いに応じて妥当な対応範囲を目指すことが効果的である。従って、選定基準においては、SBOM の提供有無の二者択一ではなく、SBOM の対象とするソフトウェアの範囲や脆弱性管理の範囲等について、対象ソフトウェアのリスクを踏まえ、調達先への過度な要求とならない範囲で明示するとよい。例えば、利用時のリスクが低いソフトウェアについては、最小限の SBOM 対応範囲に留めることなどにより、コストを抑えることも考えられる。

SBOM や SBOM 対応範囲の考え方については、経済産業省が公表している以下の手引を参考にするとよい。

参考:経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM (Software Bill of Materials) の導入に関する手引」(令和5年7月28日)

(https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728004/20230728004.html)

- 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群 国の行政機関及び独立行政法人等の情報セキュリティ水準を向上させる ための統一的な枠組みであり、政府機関等の情報セキュリティのベースライ ンや、より高い水準の情報セキュリティを確保するための対策事項を規定し たもの
- 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン

統一基準の遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項の例示と、 対策基準の策定及び実施に際しての考え方等を解説するものであり、政府 機関等が、統一基準を遵守するための対策事項として、本ガイドラインを参 照しつつ、対策基準を定められるようにするためのもの



7月24日付の一部改訂で追加された部分

1-3 経産省のSBOMガイドライン③



中小企業を含むあらゆる企業にとってSBOMをより効率的に活用できる方法を盛り込み、改訂版(v2.0)を公開。 【追加された内容】

- ソフトウェアの脆弱性を管理する一連プロセスにおいてSBOMを効果的に活用するための具体的な手順と考え方をまとめた「脆弱性管理プロセスの具体化」
- SBOM導入の効果およびコストを勘案して実際にSBOMを導入することが妥当な範囲を検討するためのフレーム ワークである「SBOM対応モデル」
- 委託先との契約などにおいてSBOMに関して規定すべき事項(要求事項、責任、コスト負担、権利など)を示した「SBOM取引モデル」





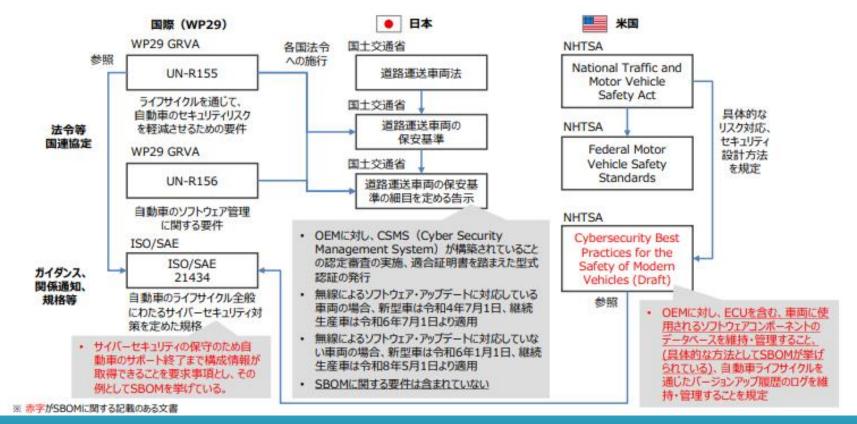




2. 自動車業界におけるSBOM

2-1 自動車分野のSBOMに係る法制度の関係整理





2-2 自動車分野の特徴



分野ごとの前提条件(法制度、取引慣行、開発環境等)の整理

● 産業分野の法制度、取引慣行、開発環境についてSBOMに対する前提状況や要件が異なるため整理する。

前提等	医療機器分野	自動車分野	ソフトウェア分野(情報系)
サプライ チェーンの構 造	ソフトウェアの委託開発は一段階層程度が多い サードパーティ部品(既製品)の構成管理が義務 化されており、OSSは対応の困難さから避ける傾向がある。(※ただし、AI/MLを搭載したプログラム医療機器等ではOSSは少なからず利用あり。)	 サブライチェーンは多段階層も多く、<u>中小、海外も含めて裾野が広い</u>。 サブライチェーンを通じたCSMSが要件化されており、 サブライヤに対してもリスク管理のエビデンスが求められる (ISO/SAE21434)。 	 商用、OSS等のサードパーティ部品を使うケースも多い。 パッケージソフトのサブライチェーンの階層は浅い 情報システム構築では、多段階層のサブライチェーンも多い。
規制、法制度	IMDRFガイダンスや米国FDAの市販前ガイダンス案において、既成ソフトウェアコンポーネントに関する機械判読可能なSBOMの生成・提出を推奨。 IMDRF追補SBOMガイダンス案においてSBOMを推奨化しており、日本もそれに整合する方向性。 構成管理は医療機器の基本要件基準第12条第2項の適用。第3項にサイバーセキュリティ要件新設予定。 業の許認可がある。	 日欧など型式認証で要求される国連協定規則 UN-R155から参照されるISO/SAE21434では、 構成管理が要求され、例としてソフトウェア部品表の 作成が挙げられる。 米国NHTSAガイダンス(2021年)により、OEMやサ ブライヤーに対して、ECUや各車両のソフトウェアに 関するSBOMの作成・維持が推奨される 	米国大統領令に基づき、連邦政府のソフトウェ ア調達においてSBOMを開示等することが義務 化される見通し(2022年度内)。
開発対象・ 開発環境等	 C/C++が多く、アセンブラ、Java、Pythonも利用実 績あり。 AI/MLを搭載したプログラム医療機器ではOSS利用 もあり。 Nessus (脆弱性チェックソール) がFDA対応でよく 用いられる。 	 制御系でC/C++/アセンブラが多い。 情報系でOSSの利用増加が見込まれる ECUの場合、納品はバイナリ/ソースコードの両ケースがある。 構成管理ツールとして、Git, Subversionなど利用するケースがある。 	 Java, C/C++, Python、JavaScriptなどを 含め多様な開発言語 SaaS等のクラウドやオンプレミスなど ビルド・構成管理ツールはJenkins,GitHubなど、 開発環境は、VisualStudio、Eclipseなどが多い
取引慣行· 契約	開発委託、保守委託が多い。 市販後は修理業が対応する場合もある。	請負契約、準委任契約など各種存在。OSS使用については報告を要件化する場合あり脆弱性の監視と連絡を要件化する場合あり	ユーザ向けライセンス契約あり 将来の部品情報、SBOMの提供は要件化の有無は両ケースあり
実証の論点	サードパーティの再帰的な利用部品などの精度の高いSBOM作成 脆弱性管理プロセスへの対応における課題	 商用部品、OSS等のSBOMの現実的な生成範囲 サブライチェーンを通じたSBOM共有と迅速な脆弱性対応 	 商用部品、OSSのサプライヤーに依存しない SBOM作成 開発環境、開発言語のSBOMツールへの影響

2-3 実証で抽出された主な課題と解決策



					-	
区分	実証から抽出した課題	解決ノウハウ	今後の課題(国、民間)	医療機器	自動車	ソフトウェア
技術	検出した脆弱性の対応要否、優先度の判断が困難	医療機器分野の脆弱性対応フローなどを参考にアドバイザ リー、脅威情報を活用し、対応の要否、優先度を判断	脆弱性管理の高度化、脅威情 報の普及促進	•		
	SBOMツールの使い分け・変更による負担増大	機能ニーズを洗い出し、ツール比較情報をもとに選択	-	•	•	•
	CI/CDなど継続的なアップデートへの対応負担	ツールによる自動化可能な範囲で管理	CI/CDに対応した自動管理			•
	SBOM初期導入、ツールなどのコスト負担が大きい	、ツールなどのコスト負担が大きい ツールの効率的な導入方法、OSSツールの選択活用 OSSベースのツール整備		•	•	•
管理	SBOMに要求される精査のレベルが不明確	SBOM対応モデルの選択肢やSBOMツールの機能に応じて 精査の要否を判断する	-	•	•	
	SBOM生成の対象範囲が不明確	OS, ミドルウェアを含めて対象全体の上位構成を事前に明確化	-	•	•	•
	ツールの環境構築、SBOM共有のコストが大きい	SaaS型SBOMツールで初期導入と共有の工数を低減	サプライチェーンを通じた脆弱性 管理	•	•	•
	ユーザー組織によるSBOMの活用・管理が困難 SBOMツール導入、ベンダー支援の活		-	•	•	•
	部品の脆弱性残存期間に応じたリスク評価	SBOMの履歴管理により脆弱性残存期間を特定	脆弱性の履歴評価			•
	開発部署、PSIRTなどの部署ごとの脆弱性管理が 非効率	社内でSBOMを一元管理することで、脆弱性管理を効率化	SBOMによる脆弱性の社内一 元管理		•	•
	サプライヤーごとの部品粒度のバラつき	取得したすべての粒度をツールで自動管理	脆弱性マッチングの高度化		•	
	サプライヤーのサポート切れなどのリスク対応	部品のEoLなどに基づくサポート計画・管理を実施	-	•		
取引	サードパーティーからのSBOM取得が困難、バイナリ 納品物の脆弱性の監視・修正が負担	ソースコード取得とSBOMツールの適用、(バイナリ納品の場合)SBOM提供と脆弱性修正を契約で要件化	-	•	•	•
	サプライヤー部品の精査コストが大きい	SBOMの提供と信頼性に関する責任を契約で規定	-	•	•	

2-4 SBOMの効果的な対応案



SBOMの効果的な対応案(自動車分野:東海理化等)

- 自動車分野では、法制度上、構成管理が求められている。
- 法制度や取引慣行、実証結果を踏まえると、下記表のとおり、より効果的に活用していくための課題及び対応等が考えられるところ、これを案として自動車業界と調整を図っていく。

SBOM対応項目	実証結果	より効果的に活用していくための課題や考えられる対応など
作成主体	開発委託先にもSBOMを要件化可能。 サードパーティについてはSBOM提供は 無く、コードレビューにより部品の特定を 実施。	法制度上、構成管理が求められるため、開発委託先にもSBOMを要件化する。 OSSなどサードパーティからSBOM取得ができ無い場合、委託先の開発者が部品を 特定し、委託元に対して利用するOSS の申告と合意を得る。 →今後、策定する取引モデルの活用の検討。
作成範囲 (カバレッジ)	直接利用部品の作成は可能。間接 利用部品はバッケージマネージャの構 成情報などを用いて効率的に実施でき る部分は対応。	直接利用部品の作成必須。間接利用部品は、ツールやレビューにより可能な範囲で作成する。 →業界におけるコンセンサス形成の検討、SBOM取引モデルに基づいた受発注者間の契約の検討など
精査 (信頼性確保)	ツールの誤検出があるため、精査は必要。効率的に精査可能な直接利用 部品について実施可能。	ツールだけでは誤検出があるため、効率的に精査可能な部品については実施。 →取引モデル等の活用により、受発注者間で契約などを締結することの検討、ツールの構成解析機能(依存関係解析、スニベット解析、ファイル照合等)に応じて、誤検知、検出漏れ有無を判断し、コードレビューなどにより効率的な精査の方法の検討。
活用範囲	脆弱性・ライセンスの特定まで可能。深刻度評価、悪用可能性評価はツール無しではコストが大きい。	脆弱性・ライセンスの特定までとし、深刻度評価、悪用可能性評価はリスクの大きい場合に限定 →ISAC、ベンダーからのVEX文書の活用方法の組織導入の検討
フォーマット	SPDX(ツール出力)	-

2-5 SBOM取引モデル(1)



SBOM取引モデルの意義と位置付け(全体像)

- SBOMのメリットは、サプライチェーンを通じて標準化された部品情報の共有と自動処理による効率化が挙げられる。特にSBOMを受け取る委託元の便益は大きいが、委託先はそのために追加負担を強いられることもあり、受発注者間で得られる便益が異なる。
- そのようなことから、サプライチェーンを通じたSBOMの普及のためには、受発注者間で得られる便益に応じた対価負担の取決めが必要であり、委託契約において、SBOMの対応範囲とそれに対する対価負担、責任の明確化が必要。
- SBOM取引モデルは、そのようなSBOMに対する要求事項と派生する対価負担、責任関係について取り決める事項を示すものである。SBOM取引モデルは各社ごとの契約書作成において参考となり、SBOMの効果的な利活用に資するものである。

サプライチェーンにおける委託契約に基づくSBOMの普及促進 階層的な契約関係 委託 (請負、準委任) 開発委託元 開発委託先 供給者 法制度 (供給者) (調達者) 契約による合意 契約による効果 取引慣行 準拠・整合 SBOMの要件の明確化 責任の明確化 サードパーティ リスクに係る取決め 準拠·整合 委託契約書(各社ごと作成) 委託に関する各種条項 SBOM取引モデル (契約書に記載する事項) SBOMに関する条項 成果物(SBOM)·業務 参考 成果物、業務等の要 等に対する要求事項 求事項に関する条項 要求事項から派生する 条項 要求事項から派生する取 決め(責任・補償等) (次頁参照) 28

2-6 SBOM取引モデル②



ver2.0追加内容

SBOM取引モデルの概要

SBOM取引モデルの主な構成要素(契約で規定することが期待される事項)

契約で規定すべき事項として、SBOMに関する要求事項、責任、コスト負担、権利などの区分で整理される。業界の取引慣行、タスクフォース意見を 網羅するように整理。 脆弱性管理、ソフトウェア品質保証に重要な要件を言語化。主に要件定義後の請負契約が対象と想定。

区分		規定すべき事項	レベル	小いり :		ガ野共通で取り る事項	
	フォーマット・ 標準	(SBOMフォーマット)※1 採用するSBOM標準フォーマットについて規定する。(SPDX, CycloneDX, SWID等の標準とパージョンを規定)	基礎		発展	特定分野、要求 い分野で期待る	ドレベルの高 される事項
		(10 福学) ※1 採用する部品D標準を規定する。(CPE, PURL, SWD, 独自形式等)	基礎				
		(SBOM最小要素)※1 採用するSBOMフォーマットの要素項目のうち最小要素を規定する。NTIAのSBOM最小要素を参考にする。	基礎				
	品質・信頼性 (SBOM対応モデ ルに該当)	(対象サプライヤ契約形態) SBOM作成範囲として、委託開発契約、サードパーティ利用規約(商用既製品、OSS)の契約形態による範囲を規定する。	基礎				
		(再帰的利用部品)※1 SBOM作成範囲として、直接利用部品か再帰的な間接利用部品までとするか規定する。	発展				
		(構成解析手法の適用範囲)※1 間接利用部品について、部品を特定する際に利用する構成解析手法の適用範囲を規定する。(依存関係解析、ファイル照合、スニペット解析等) 上解析等)	発展				
SBOM要求事項		12:F3197 (衛品精査の要否)※1 ツールによる部品特定の結果に対して、手動による誤検知・検出漏れの精査の要否を規定する。	発展				
350円安水争項		(部品の対象フェーズ)※1 部品情報の範囲としてビルド時、ランタイム、クラウドサービス等の範囲を規定する。	発展				
		サードパーティ部品 (商用部品、OSS)を利用する場合、事前の申告と合意の要否について規定する。	基礎				
	保守・運用	(共有方法)※1 SBOMファイルによる授受またはSaaS等によるリアルタイム共有について規定する。	基礎				
		(VEX対応)※1 SBOMに関連する脆弱性情報について悪用可能性に基づくVEX情報の提供を行うか規定する。	発展				
		(SBOM更新)※1 ソフトウェアのアップデート、SBOM不具合修正等に応じて、SBOMを更新する期限や頻度を規定する。	基礎				
		(能弱性監視・盈如) ソフトウェアの運用フェーズにおいて、脆弱性を監視し、脆弱性が発見された場合に、調達者に通知の期限を規定する。	発展				
		(能弱性対応・優先付け)※1 脆弱性が発見された際に、脆弱性対応の要否、優先付け(トリアージ)について調達者に情報提供を行うか規定する。	発展				
		(EOL·EOS) サードパーティ部品および委託開発部品のEOL、EOSやその期限変更に対する通知について規定する。	発展				
		(エピデンス提出) SBOM要求事項について適合していることを証明するエピデンス、第三者証明の提出の要否について規定する。	発展				
		(契約不適合責任) SBOM要求事項に対する不適合が見つかった場合には、SBOM修正等の瑕疵対応の要否について規定する。	基礎				
責任と保証		(機害賠債)※2 SBOM要求事項の不適合が原因で事故が発生した場合、損害賠償額上限等について規定する。ライセンス違反の損害賠償を含む。	基礎	* 1	発注化	上様書に記載	しすることも
		(免責) SBOM要求事項への適合性エビデンスを提出している場合について、技術的制約(ツールの誤検知など)に帰する理由で、損害が発生した場合について損害賠償の制限、免責について規定する。	発展	想定さ ※ 2	れる。 ソフトウ	フェア開発一	般の請負
コスト負担		(見職)※2 (見職)※2 (おBOM要求事項、責任・保証に基づき見積の作成し、その合意金額に基づき対価支払について規定する。	基礎	突割と	大理1	とすることが想	なたとうにつ。
権利・機密保持		(知的財産権の帰属) 作成したSBOMの知的財産権、使用権の帰属、第三者への提供可否について規定する。	発展				
		TERDICODOMOZNOMを推、使用権の加強、第三者への原映り合によいて規定する。 (機管保持) SBOMの機密保持・管理およびSBOMを用いたリバースエンジニアリングの禁止について規定する。	発展				9
2024082000	11/2024002	20001-2 pdf)		@ I I''		Colution	



3. 今後の動向

3-1 サイバーレジリエンス法の影響



MRI

EUサイバーレジリエンス法によりSBOMによるセキュリティ対策が必須化

MRI

1. 背景 | 欧州全体のIoT機器の安全性確保に向けた取組

メーカーによる対策義務に関する 取組(法規制)

欧州では、IoT機器を含む製品の認証スキームが検討されているほか、 無線機器に対するセキュリティ対策が2024年8月から義務化される予定である。

- 欧州全体のIoT機器の安全性確保に向けた近年の代表的な取組として、2019年に「EUサイバーセキュリティ法」が施行され、欧州で のIoT機器を含む製品の認証スキームであるEUCC(Common Criteria based European Candidate Cybersecurity Certification Scheme) が検討されている。
- 2022年9月にEU市場に投入されるデジタル製品のセキュリティ対応を義務付ける「EUサイバーレジリエンス法」の草案を発表。 2025年後半の施行を予定しており、対象製品の上市にあたってはセキュリティ要件への適合性証明(自己適合宣言もしくは第三 者認証)が求められる。
- 加えて、無線機器に関する「EU無線機器指令(RED)(2014/53/EU)」にセキュリティに関する要件が追加され、2024年8 月から欧州で販売する無線機器に対するセキュリティ対策が義務化される。

EUサイバーセキュリティ法

- 2004年に設立されたENISAの役割を強化する とともに、EUにおけるデジタル関連製品・サービ ス・プロセスのサイバーセキュリティ認証制度 (EUCC) の枠組みを設置した。
- EUCCはサイバーセキュリティ法に基づく任意の認 証制度で、その枠組みも同法に定められており、 既存のCC (Common Criteria) のスキーム の後継として機能させることを目的としている。
- 2021年5月には、EUCCのスキーム候補に関す る報告書 (Ver 1.1.1) を公表し、ISO/IEC 15408とISO/IEC 18045に基づいて、ICT製 品のサイバーセキュリティの認証を検討しているこ とを発表した。

出所) 各種動向に関する公開情報に基づき三菱総合研究所作成

Convright © Mitsubishi Research Institute

EUサイバーレジリエンス法 (2022年9月草案) 発表、2025年後半施行予定)

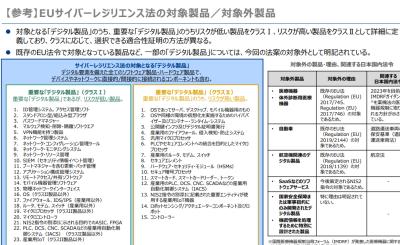
2022年9月15日、欧州委員会は、EU市場に 投入されるデジタル製品のセキュリティ対応を義 務付けるEU Cyber Resilience Actの草

ソフトウェアやハードウェアを含む、他の製品やネッ トワークへの直接的・間接的な接続が存在する あらゆるデジタル製品が対象となるが、既存の規 則で対象となる製品は対象外である。

求められる対策として、リスクに応じた適切なレベ ルのサイバーセキュリティを確保するように設計、 開発、生産することのほか、悪用可能な既知の 脆弱性がない状態とすること、製品のSBOMを 作成すること等、多岐にわたる対策が求められる 対象製品の上市に当たって、当該製品に対する セキュリティ要件への適合性証明(自己適合宣 言もしくは第三者認証)が求められる。

EU無線機器指令(RED) (2014/53/EU) (2022年2月発行、 2024年8月より義務化予定)

- 2022年1月12日、欧州委員会は、Radio Equipment Directive (欧州無線機器指 令) のサイバーセキュリティ関連条項の施行に 関する委任規則(EU)2022/30が発行し EU市場に投入される無線機器に対してセキュリ ティの強化を求めた。
- 具体的な規則は2024年8月1日より義務化。
- 対象機器について、直接・間接問わずインター ネットに接続される無線機器が対象となる。
- 求められる対策として、許容できないサービスの 低下を引き起こさないこと、個人データ及びプライ バシーを保護するための手段を組み込んでいるこ と、不正行為から保護するための一定の機能を サポートすることの3点が求められているが、具体 的な規格要件は2023年10月までに準備され る予定である。



EUCCやEN規格の対象外の

製品は第三者認証が必要

対象外の製品・理由、関連する日本国内法令 対象が利用 対象外の理由 日本国内法令 医痨滞器 **既存のFU法** 2023年を目例に (Regulation (EU) IMDRFガイダンス 体外診断用医療 2017/745. ※を薬機法の医療 Regulation (EU) 機器規制に取り入 2017/746) の対象 れる方針が示され であるため、 ている。 既存のFU法 道路運送車面の 白動車 (Regulation (EU) 保安甚進 (道路 2019/2144) の対 運送車面法) 象であるため。 航空機関連のデ 既存のEU法 ジタル製品 (Regulation (EU) 2018/1139) の対 象であるため、 今後策定されるNIS2 SaaSなどのソフ トウェアサービス 指令の対象であるため。 国家安全保險主 特に理由は明記されて たは軍事目的に いない。 のみ脚発されたデ ジタル製品 機密情報を処理 するために特別に 設計された製品 ※国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)が発表した医療機器に関する サイバーセキュリティ対策のガイダンスのこと 第三者認証が必要

EU市場に投入されるデジタル製品について、製品のSBOMを作成することなどを義務付ける 違反時には膨大な過料(1.500万ユーロ(約23.5億円)またはグローバルの売り上げの2.5%のいずれか高い方)が課せられる

自己適合宣言もしくは

第三者認証を選択

Convright © Mitsubishi Research Institut

3-2 業界団体によるガイダンス





Feb 11

AUTO-ISAC ISSUES "SOFTWARE BILL OF MATERIALS" INFORMATIONAL REPORT

Advancing Cybersecurity for the Connected Vehicle Industry

Washington, DC – February 11, 2025 – The Automotive Information Sharing and Analysis Center (Auto-ISAC) today announced the public release of its groundbreaking Auto-ISAC Software Bill of Materials (SBOM) Informational Report with effective practices to enhance the software security of automotive vehicles, products, and technology. The report can be obtained through the Auto-ISAC's public website at www.automotiveisac.com.

A Software Bill of Materials (SBOM) is a structured, hierarchical list of software libraries and other components that make up a software product. The Auto-ISAC SBOM Informational Report details key insights and guidance specifically tailored for the automotive industry to enhance transparency and knowledge of software products, while helping different parts of an organization collaborate more effectively through sharing the same understanding of software products.

3-3 米国による規制強化の影響



米商務省、中国とロシアが関係するコネクテッドカーの輸入・販売を禁止する最終規則を発表





END

自動車業界におけるSBOM

- 経産省SBOM実証事業より -

2025/03/03 株式会社日立ソリューションズ ITプラットフォーム事業部 デジタルアクセラレーション本部 サービスソリューション部 渡邊歩

